

平成28年度伊賀市個店魅力創出事業募集要項

伊賀市では、市内の商業の活性化を図るため、事業者が中心市街地や地域拠点等において、地域の特色を活かした魅力ある店舗づくりを実施するために要する経費等（店舗改装費や新商品開発、販路拡大等にかかる費用）に対して補助金を交付します。

※中心市街地…伊賀市中心市街地活性化基本計画（平成20年11月認定）に定める区域をいう。

地域拠点等…伊賀市都市マスタープラン（平成22年9月策定）に定める地域拠点並びに公共交通活用拠点の区域をいう。

1. 対象事業

事業名	内容
(1) 空き店舗等活用支援事業	中心市街地もしくは地域拠点等において、市内にある空き店舗等（注1）を利用して、集客に役立つ魅力ある店舗等を開設する事業
(2) 個店魅力向上事業	中心市街地もしくは地域拠点等において、現在営業している自らの店舗の魅力向上を図るために実施する事業

（注1）空き店舗等 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）における大規模小売店舗の届出を必要としない店舗等（以下「大型店舗」という。）で、従前に店舗等又は住宅及び土地で、現に使用されていない物件。

2. 補助対象者

補助金の交付対象者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の要件をすべて満たしている者（新規創業予定者を含む）とします。

- (1) 市内に事業所を有する個人又は法人（事業所を有する予定であるものを含む。）であること。
- (2) 大型店舗及びその入居者でないこと。
- (3) 中小企業者以外の者が営むフランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。
- (4) 風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 市町村税（国民健康保険税を含む。以下「住民税等」という。）を滞納していない者であること。

※ 補助金交付決定後、平成29年3月31日までに完了する事業とします

3. 補助内容

事業名	補助対象経費	補助率	補助限度額
空き店舗活用支援事業	空き店舗等の改装費又は新・改築費及び付帯施設の設置に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	中心市街地については100万円、地域拠点等については70万円を限度とする。
	上記対象となった空き店舗等の賃借料	補助対象経費の2分の1以内の額	中心市街地については、月額3万円、地域拠点等については、月額2万円

			を限度とし、最長 12 ヶ月とする。
個店魅力向上事業	改装費又は新・改築費及び付帯施設の設置に要する経費ならびに新商品の開発や販路拡大等に要する経費	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額	中心市街地については 40 万円、地域拠点等については 30 万円を限度とする。

4. 交付条件

事業名	交付の条件
空き店舗活用支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請した内容に基づき、継続して 3 年以上事業を行い、関係の商店街等で積極的かつ継続的に事業を行うこと。 2 補助金の交付申請した年度内に営業を開始すること 3 店舗の改修又は改築工事を市内業者に発注すること。ただし、市長が特に認める場合にあつては、この限りでない。 4 中心市街地及び地域拠点等の区域内から他の店舗へ移転したことにより、移転前の店舗等を空き店舗としないこと。 5 新たに設ける店舗等が通常正午以前に開店し、1 日に 6 時間以上かつ 1 週間当たり 4 日以上営業していること。ただし、年末年始等の特定日はこの限りでない。 6 伊賀市ふるさと風景づくり条例（平成 20 年伊賀市条例第 47 号）第 8 条に定める重点区域において、改修、新築によりその外観が変わる場合は、当該地域の歴史、文化性等を尊重し、街並みや景観形成に配慮すること。
個店魅力向上事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施にあたっては、店舗改装と併せて商品開発や販路拡大等魅力向上に繋がるソフト事業を同時に行うこと。 2 事業実施の際に発生する発注行為については、市内業者に発注すること。ただし、市長が特に認める場合にあつては、この限りでない。 3 伊賀市ふるさと風景づくり条例（平成 20 年伊賀市条例第 47 号）第 8 条に定める重点区域において、改修、新築によりその外観が変わる場合は、当該地域の歴史、文化性等を尊重し、街並みや景観形成に配慮すること。

5. 応募申請

申込み方法

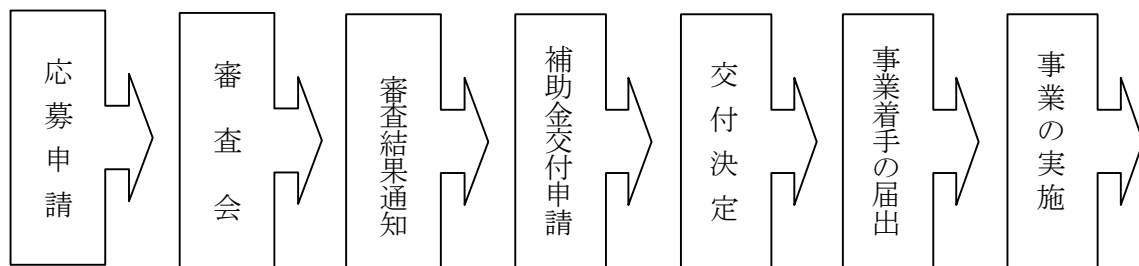
申請書類に必要事項を記入の上、平成 28 年 6 月 3 日（金）午後 5 時まで、産業振興部商工労働課へご提出ください。

申請書類

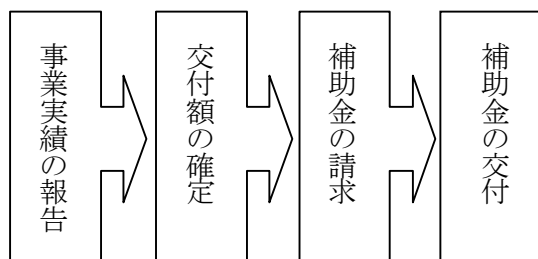
事業名	交付申請時
空き店舗等活用支援事業	(改装費補助) 1 伊賀市個店魅力創出事業への応募申請書 2 事業概要書 3 位置図 4 施行前の写真 5 改修、新・改築に係る設計図面及び見積書 6 賃貸借契約書の写し 7 完納証明書(市町村が発行する住民税等の滞納がないことを証明する証明書) 8 その他市長が必要と認める書類 (賃借料補助) 1 空き店舗等活用支援事業(改装費補助)補助金の確定通知書の写し 2 賃貸借契約書の写し 3 その他市長が必要と認める書類
個店魅力向上事業	1 伊賀市個店魅力創出事業への応募申請書 2 事業概要書 3 直近1事業年度の「損益計算書」、「貸借対照表」及び「事業報告書」または活動内容がわかる書類 4 完納証明書(市町村が発行する住民税等の滞納がないことを証明する証明書) 5 その他市長が必要と認める書類

6. 募集期間 平成28年5月2日(月)～平成28年6月3日(金)

7. 応募申請から補助金交付までの流れ



※これ以降採択者のみ



応募申請 ⇒ 審査会（書類審査） ⇒ 審査結果通知 ⇒ 補助金交付申請 ⇒
 交付の決定 ⇒ 事業着手の届出 ⇒ 事業の実施 ⇒ 事業実績の報告 ⇒ 交付額の確定 ⇒
 補助金の請求 ⇒ 補助金の交付

8. 審査方法

申請いただいた書類により審査を行います。

※必要に応じて申請者によるプレゼンテーションを実施します。

【審査基準】

- (1) 事業内容（事業内容全般、地域ニーズの把握、意欲等）
- (2) 事業計画（資金計画、事業継続性等）
- (3) 事業効果（地域の活性化、商店街との連携等）

9. 補助金の申請等について

【補助金の申請】

採択された事業者には、改めて補助金交付申請書を提出していただきます。提出された書類等を確認し、補助金交付決定通知書を交付します。ただし、賃借料にかかる補助金については、改装費補助を受けた事業者に限りますので、改装完了後となります。

10. 事業完了報告

事業終了後、30日以内に下記の書類を提出していただきます。提出された書類等を確認し、適正と認められたときは、補助金等交付確定通知書を交付します。

事業名	実績報告時提出書類
空き店舗等活用支援事業	(改装費補助)
	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書 2 補助金等交付決定通知書（写し） 3 収支決算書 4 領収書又は支出を称する書類の写し 5 工事完成写真 6 改修、新・改築に伴う工事契約書（写し） 7 その他市長が必要と認める書類
個店魅力向上事業	(賃借料補助)
	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書 2 補助金等交付決定通知書（写し） 3 収支決算書 4 領収書又は支出を称する書類の写し 5 その他市長が必要と認める書類
個店魅力向上事業	1 実績報告書
	2 補助金等交付決定通知書（写し）
	3 収支決算書
	4 領収書又は支出を称する書類の写し
	5 工事完成写真

	6 改修、新・改築に伴う工事契約書（写し）
	7 その他市長が必要と認める書類

1.1. 応募にあたっての注意事項

- (1) 補助対象区域内で営んでいる店舗等を閉鎖して、他の店舗等へ移転される場合、当該補助金を申請することができません。
- (2) 交付決定の前に店舗の改修工事など事業が始まっている場合は、補助対象外となります。
- (3) 交付される補助金の額は、事業開始後に提出していただく実績報告の内容を審査して、最終的に決定されます。
- (4) 補助金の交付を受けた事業者は、事業開始後3年間、経営状況等が確認できる書類等を市に提出していただきます。また、必要に応じて立ち入り調査を実施しますのでご協力願います。

1.2. 募集件数

◎空き店舗等活用支援事業・・・中心市街地、地域拠点等それぞれ2件程度

◎個店魅力向上事業・・・中心市街地、地域拠点等それぞれ2件程度

■ 提出・問合せ先

伊賀市役所産業振興部商工労働課

伊賀市上野丸之内500

ハイトピア伊賀2F

電話：0595-22-9669

FAX：0595-22-9628